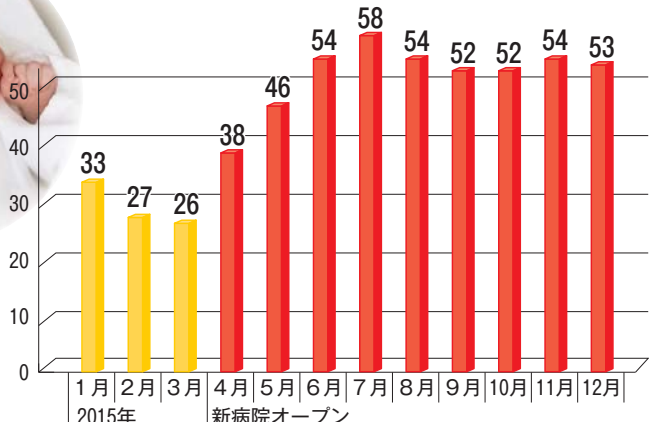


### 耳原総合病院産婦人科 分娩件数



昨年(2015年)の4月に新しい病院に移り、目まぐるしく日々が過ぎましたが、おかげさまで初めてのお正月を迎えることができました。新しい病院になり、当院での出産を希望される方が4月以降多くなりました。そこで助産師を募集することにりましたが、そもそも助産師養成数が少ないので、採用活動は苦戦しています。

元職員の方には新しい病院の見学を開催し、助産師の専門誌や新聞などにも求人広告を掲載しました。人材紹介会社にも複数声をかけ、面接も実施しました。また、健康友の会みみはらの皆さんにも、ご紹介をお願いし、機関紙「とも」への折り込みにも、ご協力いただきました。

**堺・介護を考えるシンポジウム**  
 テーマ「みんなで考えよう 堺の地域包括ケア」  
 ～障害のある人も高齢の人も安心して住めるまちを～

●2016年 **2月6日(土)**  
 14:00～16:30

●堺市市役所 地下会議室

●参加費 500円(資料代)

※会場の席数に限りがございますので事前にお申し込み下さい。

●問い合わせ先：堺・介護1万人アピール実行委員会 事務局  
 (社会医療法人同仁会 組織部内)  
 TEL：072-244-8061 FAX：072-244-7860  
 堺市堺区老松町2-58-1

●コーディネーター  
 関西大学人間健康学部教授、大阪府立大学名誉教授 黒田研二氏

●シンポジスト  
 堺市(高齢施策推進課) 医師 地域包括支援センター ケアマネジャー ボランティア団体など  
 (※調整中につきシンポジストの方が変更になる場合があります)

**医療費控除の概要やポイントをQ&Aでご紹介します。**

**Q/誰の医療費が控除できる？**  
 A/「自分」だけではありません。生計を共にしている「自分の家族」も含めた医療費の総額です(世帯合算)

**Q/対象は10万円以上？**  
 A/いいえ。10万円以上とは限りません。医療費控除となる内容は、1年間(1/1～12/31)に自分と家族を併せた医療費の合計が10万円または「所得の5%」のどちらか少ない額を超えた場合に最高200万円までの医療費控除が可能、となります。つまり総所得額が200万円だとします。その5%は「10万円」です。人が申請する場合には医療費が10万円以下

**Q/対象は10万円以上？**  
 A/いいえ。10万円以上とは限りません。医療費控除となる内容は、1年間(1/1～12/31)に自分と家族を併せた医療費の合計が10万円または「所得の5%」のどちらか少ない額を超えた場合に最高200万円までの医療費控除が可能、となります。つまり総所得額が200万円だとします。その5%は「10万円」です。人が申請する場合には医療費が10万円以下

**医療費控除額の計算方法**

1年間(1月～12月)に支払った医療費の総額 - 保険金などで補填される金額 = 10万円または所得金額の5%(どちらか少ない額) = 医療費控除額(最高200万円)

大阪社会保険推進協議会：相談活動ハンドブックより抜粋

**医療費控除を行うために必要なもの**

- ①確定申告書申請用紙(税務署のHPよりプリントアウトできます)
- ②医療費に関わる領収書やレシート
- ③交通費の領収書または詳細な記録
- ④源泉徴収票(給与所得がある場合)
- ⑤還付金を振り込んでもらう口座

この申告には、窓口で支払った領収書が必要です。紛失している場合は、1年間の支払証明書を発行いたしますので各事業所の窓口にお問合せください。

みんなで相談しながら、集団で確定申告してはいかがでしょうか。

# 助産師不足 解消へ奮闘中

新病院見学会・求人広告・他院からの応援...

採用が決められました

福岡・千鳥橋病院から5カ月間、応援に来ていただいている助産師さん

こつた活動のなかで、3人の採用が決定しました。多くの方のご協力に感謝します。

今後地域の方々の産の要望に沿えるように、採用活動を進めてまいります。同時に、計画的な養成も大事な課題と位置づけ、看護奨学生の方にも助産師希望者の確認もしているところです。引き続き、皆様のご紹介をお待ちしております。

**シリーズ 現場からの視点 その10**

**あなたも医療費控除の申告をしませんか**

医療費控除とは、病气やケガのためにかかった医療費等を申告することで税金の一部が還付されるとい制度です。

知っている